

# 群馬大学医学部附属病院看護師の特定行為研修管理委員会規程

令和 3. 2. 2 制 定  
改正 令和 7. 4. 1

## (趣 旨)

第1条 この規程は、本院が行う保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修(以下「特定行為研修」という。)の円滑な実施を図るため、群馬大学医学部附属病院看護師の特定行為研修実施規程第4条第2項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院看護師の特定行為研修管理委員会(以下「研修管理委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 研修管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 特定行為区分ごとの特定行為研修計画の作成に関する事。
- (2) 2以上の特定行為区分について特定行為研修を行う場合の特定行為研修計画の相互間の調整に関する事。
- (3) 募集に関する事。
- (4) 選考時における特定行為研修受講申請者の審査に関する事。
- (5) 特定行為研修継続の可否に関する事。
- (6) 受講者の履修状況の管理に関する事。
- (7) 特定行為研修修了の際の評価に関する事。
- (8) 協力施設に関する事。
- (9) その他特定行為研修に関する事。

## (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護師の特定行為研修センター長
- (2) 看護師の特定行為研修センター副センター長
- (3) 看護部長又は副看護部長(教育担当)
- (4) 共通科目の指導責任者
- (5) 特定行為区分の指導責任者
- (6) 昭和地区事務部総務課長
- (7) 本院及び協力施設以外に所属する医療関係者 若干名
- (8) その他委員会が必要と認めた者

## (任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は第3条第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、委員が出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が、必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、看護師の特定行為研修センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。